

高度産業科学技術研究所における不適切な 会計処理の調査結果と再発防止策について

平成26年12月12日
公立大学法人兵庫県立大学

高度産業科学技術研究所における平成25年度の放射光施設関連機器等の発注契約の中に、納入期限の年度末時点で納品が完了していないにもかかわらず、担当教員が納品されたものとして履行確認を行い、受注業者に全額代金を支払うという不適切な会計処理があったことについては、平成26年9月19日に発表いたしました。このたび、調査委員会による調査の結果がまとまりました。

委員会では、同様の事案がないか過去5年間にわたって調査した結果、該当する契約182件について、いずれも適切に処理が行われていることを確認しました。

【詳細は、別添の「高度産業科学技術研究所における不適切な会計処理事案に係る調査委員会報告書（概要）」のとおり】

言うまでもなく、公的資金を活用して行う県立大学の事業としてあってはならない事案であり、関係の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

委員会においては、不適切な会計処理の再発防止策について協議が行われ、その報告を受けて、本学として再発防止策の具体策を以下のとおり取りまとめました。

(1) 事業の進行管理体制の強化

2千万円以上（国庫補助事業は1千万円以上）の高額の契約（以下、「高額契約」という。）については、要綱を新たに設け、来年度から原則として、

- ① 事業開始時には、業者に書面による工程表の提出を義務づける。
- ② 中間時点では、「検査委員会」による担当教員への進捗状況のヒアリングを行うとともに、業者から書面による進捗状況の報告書を提出させる。

(2) 検収・検査体制の強化

上記(1)と同様に、高額契約については、従来の担当教員と事務職員による検収に加え、要綱を新たに整備し、検査委員会による専門的な立場からの検査を実施する。

(3) 納品・工事完了期限の適正設定

高額契約については、原則として年度末の1週間前までを納品等の期限とすることとする。

(4) 契約書に対するリーガルチェックの強化

高額契約等については、弁護士とも協議し、リーガルチェックを強化する。

(5) 事業実施に係る意思決定過程の明確化

事業実施に係るキャンパスにおける意思決定、大学本部における意思決定を的確に

行っていくことを徹底する。

(6) 文部科学省のガイドラインに沿った本学関係規程の見直しと教職員への注意喚起の徹底

「責任体制の明確化」、「不正防止計画の策定」等を進めるため、26年度中に本学の関係規程の見直し等を行うとともに、適正な補助金執行に係る教職員への注意喚起を徹底する。

(7) 相談体制の充実

教職員が気軽に相談できる組織づくりとして、「研究倫理に関する相談・通報メール」を27年度から立ち上げる。

(8) 公的研究費の管理・監査を含めたコンプライアンス推進体制の強化等

コンプライアンス全般を取り扱う推進本部を設けることにより、県立大学のコンプライアンス推進体制の強化を図る。

また、本学においては、調査委員会の調査結果を踏まえ、担当教員に対して減給処分を行うとともに、担当教員の上司である所属長に対して訓告処分を行いました。

今後設置するコンプライアンス推進本部においては、上記の再発防止策について絶えずその実効性を検証し、必要に応じて有効な対応を講じていくこととします。

学生や卒業生から誇りとされ、地域や自治体から信頼され、企業や団体から評価される、そのような大学を目指して、コンプライアンス推進体制の一層の充実強化に努めてまいります。

調査報告書（概要）

兵庫県立大学高度産業科学技術研究所における
不適切な会計処理事案に係る調査委員会

不適切な会計処理事案の発生を受け、本年7月1日に調査委員会を設置し、事実関係の調査や類似案件調査等を実施してきた。本報告書はその調査結果の概要を取りまとめたものである。

1 事案の経緯・概要

平成24年度末、文部科学省の「研究開発施設共用等促進費補助金」事業の採択を受け、高度産業科学技術研究所の放射光施設ニュースバルについて、各ビームライン（以下「BL」）の機器更新等による機能の高度化を図ることとなった。当該補助金事業は、24年度補正予算を翌25年度に繰越して執行するもので、かつ25年度中に完了する必要がある。

採択事業のうち、「BL11番」関連による発注物品が、納入期限の平成26年3月31日時点において契約に沿った納品が完了していないにもかかわらず、担当教員等が納品されたものとして履行確認を行い、受注業者に全額代金を支払っていることが確認された。

事案が発覚したのは、本年5月7日、県立大学あてに匿名の投書があったことによる。

(1) 該当する契約

- 品名：BL11に係る改造及び精密多軸スキャンステージの導入一式
契約金額：135,450,000円（全額文部科学省による補助）
納入期限：平成26年3月31日

(2) 県立大学の対応（調査委員会設置まで）

ア 事実関係の調査

学内調査チームによる関係書類の確認、担当教員への事情聴取等を進め、以下の事実を確認した。

- ① H25.7.2 納入期限をH26.3月末までとした契約を受注業者との間で締結。担当教員は、この時点では、受注業者から納期に間に合わせると聞いていた。
- ② H25.9 受注業者の担当者から、担当教員に対して口頭で、ミラーの納品が1年程度日時を要するとの話があった。担当教員は、これを上司に報告しなかった。
- ③ H26.3.31 納品の検収を実施（担当教員は、納品が完了していないと承知していたが、自分の考えで納品を検収）。
- ④ H26.4.30 受注業者に対して、全額（135,450千円）を支払った。

イ 担当教員から事情聴取した内容

- ① 25年度末時点で、一部製造中のものがあり、すべての物品の納入は完了していない。製造中のものの他、完成しているが取付までの間、業者で保管している製品もある。
- ② 上司に報告せず一存で処理した理由は、以下のとおり。
 - ア 今回のBL高度化は、産業界から大きな要請を受けている必要不可欠な事業で、ぜひとも完遂させる必要があると考えたこと
 - イ 24年度予算を全額25年度に繰り越した事業で、これ以上の繰越は不可能であり、年度内に納入が完了したことにしなければ、事業が水泡に帰すと考えたこと
 - ウ 25年度末までに必ず完了することになっていた中で、上司に相談できるような状況にないと考えたこと

- ③ 業者からは金銭の受領はもちろんのこと、周囲から批判を受けるべき行為は一切行っていない。

ウ その他の案件の調査

投書をもとに、県立大学と当該業者との契約状況を調べたところ、平成26年3月を納期とする製造等の契約が本事案のほかに4件締結されていることがわかった。これらについても経理関係書類の確認、担当教官への聴取を行った結果、基本的には問題となる取り扱いはなかった。

エ 調査委員会の設置

上記のことを確認し、文部科学省にも報告を行った上で、同省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(以下「ガイドライン」という。)に沿って、調査委員会を7月1日に設置した。

2 調査委員会による調査

(1) 調査体制

役職	氏名	職名
委員長	山内 康弘	副理事長
副委員長	太田 勲	理事兼副学長(産学連携・研究推進機構長)
委員	藤原 茂之	理事兼事務局長
〃	戸田 康	副局長兼経営企画部長
外部委員	津田 和之	弁護士
〃	岡本 俊二	公認会計士

(2) 調査の経過

開催回	日時	主な議題
第1回	H26. 7. 11	○調査委員会の設置運営要領 ○事案の経緯等 ○類似案件調査の実施案
第2回	H26. 7. 31	○BL11の現地調査 ○ビームラインの構造、役割 ○先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業の契約状況
第3回	H26. 8. 29	○類似案件調査の実施状況等 ○事実関係の把握(概要・背景等、便宜供与等の有無) ○再発防止策(たたき台) ○26年3月末時点での納入物品 ○放射光ナノテクセンターでの対応状況
第4回	H26. 9. 9	○類似案件調査 ○調査の中間取りまとめ ○26年3月末時点での納入物品(文科省との協議結果) ○記者発表案
第5回	H26. 9. 30	○記者発表結果 ○類似案件調査の実施状況等 ○再発防止策 ○26年3月末時点での納入物品 ○委員会報告書(案)
第6回	H26. 11. 14	○委員会報告書(案) ○文部科学省の現地調査予定

(3) 類似案件調査の実施

① 調査対象

文部科学省のガイドラインの趣旨を踏まえ、平成21年度から平成25年度までの期間において、以下の事業の中でなされた1件50万円(注1)以上の物品購入、業務委託及び設置・修繕等工事(以下「調査対象取引」という。)について、適切な納品・検収を基に予算が執行されたかを調査する。

(1) ガイドラインに基づき対応する案件（ガイドライン案件）

- ア 平成 25 年度に実施した先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業
- イ 不適切な処理にかかわった教員に係る補助事業及び公的研究費
- ウ 不適切な処理にかかわった業者への発注がある補助事業及び公的研究費

(2) 自主的に対応する上記(1)の類似案件（類似案件）

- ア 上記(1)アに類似する文部科学省及びその他省庁の補助事業及び公的研究費
- イ 上記(1)アに類似する県からの受託事業及び公的研究費

② 調査方法

- ア 各年度の3月中に納品のあった調査対象取引のすべてについて納品書、検査調書等と現物との照合調査
- イ アに係る関係業者への照会
- ウ ア、イの調査で疑義のあるもの及び1,000万円以上の高額なものについて関係教職員へのヒアリング
- エ 上記(1)アに係る事案及びア～ウの調査で疑義のあるものについて現地調査

③ 調査件数

ガイドライン案件 120 件 (489,018 千円)、類似案件 62 件 (139,457 千円)、合計 182 件 (628,475 千円)

④ ガイドライン案件、類似案件調査の結果

書類の再点検、納品の再確認、ヒアリング調査、取引企業への確認を行った結果、いずれも適切に会計処理が行われていた。

区分		本部		播磨理学		計	
対象事業 区分	上段は取引数 下段は取引額	産学連携 機構	ナノテク センター	理学	高度研		
ガイ ド ラ イ ン 案 件	①(1)ア	取引件数	0	0	0	101	101
		取引額	0	0	0	448,932	448,932
	①(1)イ	取引件数	0	0	0	6	6
		取引額	0	0	0	13,185	13,185
	①(1)ウ	取引件数	0	0	0	13	13
		取引額	0	0	0	26,901	26,901
小計	取引件数	0	0	0	120	120	
	取引額	0	0	0	489,018	489,018	
類 似 案 件	①(2)ア	取引件数	6	0	10	5	21
		取引額	7,270	0	47,675	12,492	67,437
	①(2)イ	取引件数	0	41	0	0	41
		取引額	0	72,020	0	0	72,020
	小計	取引件数	6	41	10	0	62
		取引額	7,270	72,020	47,675	0	139,457
合計	取引件数	6	41	10	125	182	
	取引額	7,270	72,020	47,675	501,510	628,475	

3 調査委員会の調査結果

(1) 不正等の種別

不適切な会計処理事案

(2) 不適切な会計処理が行われた課題

種目名		期間			
研究開発施設共用等促進費補助金（先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業）		平成 25 年 3 月 13 日～平成 26 年 3 月 31 日			
課題名 BL11 の先端ものづくり産業ビームラインへの専用化及び3次元微細構造形成用精密多軸スキャンステージの導入					
担当教員（所属・職） 兵庫県立大学高度産業科学技術研究所・教授					
交付決定額又は委託契約額（単位：円）					
平成 24 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
135,800,000					

(3) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

このたびの事案は、「BL11 番」に係る業者への発注物品が、納入期限の平成 26 年 3 月 31 日時点において契約に沿った納品が完了していないにもかかわらず、担当教員が納品されたものとして履行確認を行ったもので、その理由としては、今回の BL 高度化が必要不可欠な事業で、ぜひとも完遂させる必要があると考えたこと等による。

不正等の種別については、不適切な会計処理事案であると判断する。その理由は、担当教員は、当該処理を行うに際して、業者との間で不正な金銭の授受は行っていないことはもちろんのこと、補助金の私的流用や他用途への使用も行われていない。産業界のために BL 高度化が必要不可欠な事業で、ぜひとも完遂させたいと考えたことによるものであることから、不正ではなく不適切な処理であったと考える。

なお、このことについては、本件類似事案においても、「不適切な処理」としており、その取り扱いも参考とした。

4 不適切な会計処理の発生要因と再発防止策

(1) 不適切な会計処理が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制

本学では原則として経理員が物品の検収を行うこととしているが、高度産業科学技術研究所では、取扱物品の専門性、特殊性のため、担当教員 1 名及び経理員 2 名が検収にあっていた。また、相談窓口を学内に設置するとともに、内部監査も実施していた。

(2) 発生要因

不適切な会計処理が発生した要因として、以下の点が挙げられる。

ア 検査体制

・発注内容の専門性、特殊性から、事務方では納品の適正さを認識するのが困難で、その判断を担当教官に頼らざるを得ない等、検査体制が不十分であった。

イ 契約書

・一般的な様式を使用したため内容が不十分で、納入期限が過ぎた場合の取扱い等について受注業者の義務感を薄める結果となってしまった。納品完了期限が 3 月末日に設定されることが多く、事務担当者が十分にチェックできない状況に陥っていた。

ウ 事業実施に係る組織としての意思決定

・補正予算による補助事業として短期間に申請作業等を進める必要があったこと等から、組織としての意思決定過程が必ずしも明確ではないまま手続きを進めた面がある。

エ 相談体制

・担当教員は年度内の納入ができないとわかった時点で上司等の判断を仰ぐべきであったのに、納入を完了したことにするしかないと個人で判断してしまった。そうしたことが起こらないよう、相談体制や組織上の仕組みづくり等に留意する必要がある。

オ 研究倫理意識

・研究計画の遂行に重点を置き過ぎ、予算執行や事務処理を適正化する上でのコンプライアンス意識が希薄になってしまった等、研究倫理意識の啓発が不徹底であった。

(3) 再発防止策

ア 事業の進行管理体制の強化

・高額契約については、原則として、中間時点で担当教官に対して検査チームによるヒアリングを行うとともに、業者に対しても進捗状況の確認をして書面で回答をもらう。

イ 検収・検査体制の強化

・専門性が高く教員による立会検査を要するような一定の契約については、原則として、他の教員・専門家を加えた検査チームが立会う。

ウ 納品・工事完了期限の適正設定

・実質的な検収が可能となるよう、原則として年度末の1週間前までに期限を設定する。

エ 契約書に対するリーガルチェックの強化

・弁護士との協議により、高額案件や国庫補助案件に係る契約書雛型を見直す。

オ 事業実施に係る意思決定過程の明確化

・事業の必要性等に係る意思決定については、教授会やキャンパス経営部、金額によっては大学本部において組織として議論を行うなど、意思決定過程の明確化の徹底を図る。

カ 文部科学省のガイドラインに沿った規程等の見直しと教職員への注意喚起の徹底

26年度中に本学関係規程の見直しを行うとともに、教職員への注意喚起を徹底する。

キ 相談体制の充実

・気軽に相談できる組織づくりのため、とりわけ、部局長又はキャンパス経営部長は、中間段階での進捗状況の確認の場等を活用し、適時適切にフォローする。
・本部の研究担当理事又は事務局に対して、当該部局長、キャンパス経営部長、あるいは当該教職員からも直接報告、相談できる体制を構築する。

ク 公的研究費の管理・監査を含めたコンプライアンス推進体制の強化等

・コンプライアンス全般を取り扱う推進本部を設置し、県立大学のコンプライアンス推進体制の強化を図る。

5 補助金の適正使用額に係る考えについて

「適正使用額」の具体的内容については定義されたものではなく、ケースごとに判断されることとなり、最終的な決定は文部科学省において判断されるべき事柄である。

これらについて、本委員会としてはいくつかの考え方を示すこととし、適正使用額に係る最終的な判断については、県立大学と文部科学省の判断に委ねることとしたい。

兵庫県立大学としての再発防止策

調査報告書の提出を受け、本学としての再発防止策についての考え方を取りまとめた。

ア 事業の進行管理体制の強化

大学本部事務局長が権限者となる2千万円以上(国庫補助事業は1千万円以上)の高額の契約(以下、「高額契約」という。)については、要綱を新たに設け、来年度から原則として、

- ① 事業開始時には、業者に書面による工程表の提出を義務づける。
- ② 中間時点では、「検査委員会」による担当教員への進捗状況のヒアリングを行うとともに、業者から書面による進捗状況の報告書を提出させる。
※ 検査委員会は3名の委員で構成し、メンバーは、所管事務の部局長(あるいはその代理者)、キャンパス経営部長及び部局外の当該事務の分野に詳しい有識者を想定。

イ 検収・検査体制の強化

上記アと同様に、高額契約については、従来の担当教員と事務職員による検収に加え、要綱を新たに整備し、検査委員会による専門的な立場からの検査を実施する。

ウ 納品・工事完了期限の適正設定

高額契約については、原則として、年度末の1週間前までを期限とすることとする。

エ 契約書に対するリーガルチェックの強化

高額契約等については、弁護士とも協議し、リーガルチェックを強化する。

- ① 契約書雛型について、他大学の事例等を参考にし、期日までに納品が完了しない場合の業者側の責任をより厳しくする方向で見直しを行う。
- ② 個別の契約書についても、新規案件や異例な扱いを含むものについては、弁護士による契約書のチェックを受ける。

オ 事業実施に係る意思決定過程の明確化

キャンパスにおける意思決定、大学本部における意思決定を的確に行うことを徹底する。また、今後は、次の①②に該当する重要案件については本部協議とする。

- ① 事業の全体投資額が2千万円以上(国庫補助事業は1千万円以上)となるもの
- ② 補助事業等終了後も法人に事業の継続等一定の義務づけがあるもの

カ 文部科学省のガイドラインに沿った本学関係規程の見直しと教職員への注意喚起の徹底

「責任体制の明確化」、「不正防止計画の策定」等を進めるため、26年度中に本学の関係規程の見直し等を行うとともに、適正な補助金執行に係る教職員への注意喚起を徹底する。

キ 相談体制の充実

教員が主導する事業であっても、部局長又はキャンパス経営部長は、中間段階での進捗状況の確認の場等を活用し、適時適切にフォローする。

また、教職員が気軽に相談できる組織づくりとして、本部の研究担当理事や事務局担当部署、部局長、キャンパス経営部長等と直接に相談等を行うことができる「研究倫理に関する相談・通報メール」を27年度から立ち上げる。

ク 公的研究費の管理・監査を含めたコンプライアンス推進体制の強化等

コンプライアンス全般を取り扱う推進本部を設けることにより、県立大学のコンプライアンス推進体制の強化を図る。